

## 平成19年度実績評価書の概要

- 71の施策目標（枝）のうち、40について実績評価書を作成しており、このうち25を重点評価課題として位置付けている。
- 40の実績評価書の評価結果分類は、以下のとおり。

評価結果分類	
1 施策目標を達成した	・・・ 1件
2 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける	・・・ 37件
3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する	・・・ 2件
（内訳）	
i 組織体制の見直しの検討	
ii 予算の見直しの検討	・・・ 1件
iii 事務事業の新設の検討	
iv その他	・・・ 1件
4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する	・・・ 0件

- 40件中37件が「2」に分類されており、全体的に、それぞれの施策の目標達成に向けて進展しているとの評価結果となった。

- 「3」に分類された2件については、必要な措置を講ずることとしている。

〔 3 ii → I-12-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること  
3 iv → I-3-1 医療情報化インフラの普及を推進すること 〕

- なお、「1」に分類された1件についても、目標達成後も引き続き各種事業に取り組むこととしている。

〔 → III-4-1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること 〕

- 詳細は、実績評価書及び実績評価書要旨を参照。

※ 実績評価書を作成しない施策目標（枝）については、指標の測定のみを行うモニタリングを実施している。

※ すべての指標について達成水準を設定しており、かつ、それらをすべて達成した場合のみ、1に分類することとしている。

※ 予算の見直し等を行う施策であっても、施策目標の達成に向けて進展しているものについては、2に分類することとしている。

## (参考) 評価結果分類の整理

### 「1 施策目標を達成した」について

- すべての指標（施策目標に係る指標、個別目標に係る指標。以下同じ。）について達成水準を設定しており、かつ、それらを達成した場合に該当

→ 該当：1件

Ⅲ－４－１ 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること

- ・ すべての指標の達成水準を達成しているが、今後も、各種事業を行っていく必要があることから、以下のとおり補足説明を記載。

「※ ただし、仕事と生活の調和の実現がこれまで以上に求められる中、30代から40代の男性については、週労働時間60時間以上の雇用者の割合が増加しているなど依然として長時間労働の実態があることから、これらの者に重点を置き、引き続き各種事業を行っていく必要がある。」

「2 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける」及び

「3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する

i 組織体制の見直しの検討

ii 予算の見直しの検討

iii 事務事業の新設の検討

iv その他

」 について

- 設定した指標における達成水準の設定の有無にかかわらず、施策全体として各指標の状況を総合的に勘案して、施策目標の達成に向けて進展していると判断した場合は2、施策目標の達成に向けて進展していないと判断した場合は3、評価時点において判断できない場合は3とし、3の場合は、見直しの内容によりi～ivに分類する。

→ 3に該当：2件

【ii 予算の見直しの検討】

I－12－2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること

- ・ 設定した指標について、目標の達成に向けて進展しているものがある一方で、悪化しているものも多く見られるため、施策全体として目標の達成に向けて進展しているとはいえないものと判断。以下のとおり予算の見直しについて記載。

「※ 平成20年度からの健やか生活習慣国民運動（仮称）の展開や医療保険者によるメタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導の実施に向け、予算の見直しを検討」

#### 【iv その他】

##### I-3-1 医療情報化インフラの普及を推進すること

- ・ 施策目標を達成するために、「統合系医療情報システムの普及率」について、医療機関の機能、規模、特性等を考慮した評価指標を平成19年度までに開発した上で評価を行うものである。
- ・ 評価時点において、すべての指標を設定していないものであり、「3」の「iv その他」とする整理（一部の指標のみを設定していないものについては、「3」の「iv その他」とする整理とはしていない）とし、以下のとおり記載。

「※ 医療機関の機能、規模、特性等を考慮して、目的に応じた情報化の必要性と活用度を適切に評価するための指標を平成19年度までに開発した上で、統合系医療情報システムを200床以上の医療機関のほとんどに導入する」

#### 「4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する」について

- そもそも施策目標・個別目標の達成水準の設定に問題があると判断し、その見直しを検討することとした場合に該当  
→ 平成19年度は該当なし。